

# お知らせ & ごあんない



## 軽自動車税の減免申請について

軽自動車税について身体障害等を理由とする減免を受けるには、条例に基づき減免申請をしていただく必要があります。申請される方は、次の要領でお願いします。

### ■申請受付期間

平成26年5月14日(水)～平成26年5月26日(月)

### ■申請に必要なもの

①身体障害者手帳又は療育手帳等

②運転免許証

③印鑑

④車検証(原付の場合は必要ありません)

⑤軽自動車税納税通知書

### ■減免対象

①歩行困難な身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車

②18歳未満の身体障害者又は精神障害者と生計を一にし、身体障害者又は精神障害者を常時介護する方が所有する軽自動車(1台に限る)

③身体障害者等が専用に利用する構造の軽自動車  
※自動車税(県税)の減免者は対象外です。  
■申請場所及びお問い合わせ先  
弓削総合支所住民課

生名総合支所住民課  
岩城総合支所住民課  
愛媛県東予地方局今治支局税務室

☎ 0898-123-12500

### 【お問い合わせ先】

愛媛県東予地方局今治支局税務室

☎ 0898-123-12500

自動車税は、「車検時に納付すればよい税金」ではありません。毎年度、納期限までに必ず納めましょう。(自動車税(県税)は、コンビニでも納付できます)  
※納期限を過ぎると、納める税金に加えて、地方税法に基づく延滞金を納付する必要があります。納期限までに納付されない場合は、地方税法及び国税徴収法の規定に基づいて、差押等の厳正な滞納処分を行うことがあります。

## 平成26年度の自動車税(県税)

納期限は6月2日(月)です。

## お知らせ

## 自転車用ヘルメット 購入費に補助

上島町では、自転車を利用する町民のヘルメット着用の促進を図り、交通安全対策を推進するため、自転車用ヘルメット購入に要する費用の一部を補助いたします。(平成26年4月1日以降に購入したものに限ります)

【対象者】自転車用ヘルメットを町内の販売業者から購入した町民の方

【補助金の額】購入価格の2分の1以内の額。(限度額は2,000円)

### 【申請に必要なもの】

- 申請書(ヘルメットを購入した日から2ヶ月以内に提出すること)
- 領収書の原本(申請者の氏名、日付、金額、購入品が自転車用ヘルメットであること、購入店の印を記したものに限ります。レシートは不可。)

### 【申請・問い合わせ先】

弓削総合支所総務課

☎ 0897-77-2500(代)

生名総合支所総務課

☎ 0897-76-3000(代)

岩城総合支所総務課

☎ 0897-75-2500(代)

魚島総合支所総務課

☎ 0897-78-0011(代)

魚島総合支所住民課

☎ 0897-78-0011

## 平成27年度鳥獣害防止施設整備事業費補助金

農業者の生産意欲の向上を図ることを目的として、野生鳥獣による農作物等の被害を防止するために必要な施設等の整備経費に対して予算の範囲内において補助します。

### 【事業内容】

①鳥獣侵入防止対策(電気柵、ワイヤーメッシュ柵、防鳥網等)

②鳥獣捕獲対策(箱罠・ぐくり罠)

③周辺環境改善対策(緩衝帯の設置)等

※外部委託による設置に限る。

### 【補助対象】

①施設整備に必要な資材購入費

②周辺環境改善対策(緩衝帯の設置)等

③施設整備に必要な資材購入費

### 【採択基準】

次の全ての条件を満たす農業収入のある農地のうち、防御策を講じることにより、被害の軽減が図れる場合であつて、審査で効果が薄いと判断された場合には、採択されない場合もあります。

県補助金(受益戸数2戸以上、ただし、認定農業者の場合は1戸以上)

・県内外で効果が確認されている防止方法であること

・費用対効果が見込まれること(被害面積、作物ごとの被害金額等の分かる資料の提出が可能であること)

県補助金:2/3以内(町補助1/3を含む)  
国交付金:定額又は1/2以内

### 【補助率】

事業の実施を希望される方は、お早めに上島町農作物等鳥獣害防止対策協議会事務局(産業振興課内弓削)までご連絡ください。

【受付期間】平成26年7月31日(木)まで

### 【お問い合わせ及び提出先】

事業の実施を希望される方は、お早めに上島町農作物等鳥獣害防止対策協議会事務局(産業振興課内弓削)までご連絡ください。

## 「植えてはいけないけし」を ご存知ですか？

県では、けしの花が咲く4月から6月までの3ヶ月間、「不正大麻・けし撲滅運動」を開催して、大麻やけしに関する正しい知識の普及啓発とともに、不正栽培及び自生しているものの除去活動を進めています。

特にけしは、毎年、県下各地で不正栽培が発見されていますが、これは栽培する人が法律を知らない場合、「植えてよいけし」と「植えてはいけないけし」の区別がつかなかったためと考えられます。

また、近年、20歳代を中心とした若年層への薬物乱用の拡大が顕著となっており、自生大麻による事犯も発生しているおそれがあるため、撲滅が図られるよう活動しています。

### 「植えてはいけないけし」

ひなげしやおにげしなど園芸用として広く親しまれています。特徴は、全体的に弱々しい感じです。茎や葉の表面には粗い毛が生えており、葉は濃い緑色です。

### 「植えてはいけないけし」

特徴は、見た目にたけだけらしい感じです。葉や茎の表面にはほとんど毛がなく、全体的に白っぽい緑色で、ろう質が付着。葉は太い茎を抱きこむような形でついています。

「植えてはいけないけし」の栽培は、目的にかわらず法律により厳しく規制されています。疑わしいけしや大麻を見つけたときは、今治保健所へご連絡ください。

**【問い合わせ先】**今治保健所 企画課 医療対策係  
**TEL** 0898-23-2500 「内線258」  
**FAX** 0898-23-2531

## 5月の潮汐表

日	潮	高 潮			低 潮			潮位
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	
1(木)	大	0:17	376	12:10	327	6:30	68	18:31 6
2(金)	大	0:57	365	12:45	311	7:09	86	19:07 21
3(土)	中	1:36	349	13:19	292	7:47	106	19:42 41
4(日)	中	2:17	328	13:54	271	8:28	127	20:19 65
5(月)	中	3:01	306	14:34	251	9:13	145	20:59 90
6(火)	小	3:52	286	15:27	232	10:09	158	21:49 114
7(水)	小	4:55	272	16:50	220	11:23	163	22:57 134
8(木)	小	6:06	266	18:28	224	—	—	12:47 156
9(金)	長	7:09	269	19:43	242	0:26	142	13:50 138
10(土)	若	7:59	277	20:37	267	1:45	138	14:34 116
11(日)	中	8:41	289	21:20	295	2:43	127	15:10 91
12(月)	中	9:18	302	21:59	323	3:28	114	15:43 65
13(火)	中	9:53	314	22:37	347	4:09	101	16:17 41
14(水)	大	10:29	325	23:15	367	4:47	91	16:51 20
15(木)	大	11:05	332	23:54	380	5:25	84	17:27 5
16(金)	大	11:43	335	—	—	6:05	81	18:06 -3
17(土)	大	0:35	385	12:23	333	6:45	83	18:46 -3
18(日)	中	1:18	382	13:07	325	7:29	89	19:30 7
19(月)	中	2:05	372	13:55	313	8:17	98	20:19 25
20(火)	中	2:57	356	14:52	297	9:11	107	21:14 48
21(水)	小	3:56	339	16:02	284	10:13	113	22:19 73
22(木)	小	5:02	326	17:25	281	11:24	112	23:36 92
23(金)	小	6:12	319	18:49	291	—	—	12:39 101
24(土)	長	7:17	318	20:02	311	0:58	101	13:47 81
25(日)	若	8:15	322	21:03	334	2:13	100	14:44 58
26(月)	中	9:06	327	21:55	355	3:15	95	15:33 38
27(火)	中	9:52	330	22:42	369	4:08	91	16:17 22
28(水)	中	10:33	330	23:25	376	4:55	90	16:58 13
29(木)	大	11:12	326	—	—	5:38	93	17:36 12
30(金)	大	0:06	376	11:48	319	6:18	100	18:13 18
31(土)	大	0:44	369	12:23	308	6:56	110	18:48 31

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。  
※この潮汐表は、(一財)日本水路協会から引用したものです。

## 平成26年度

### 子ども支援教育相談のご案内

愛媛県教育委員会では、発育や発達に不安のある幼児児童生徒の保護者を対象に、養育や教育についての相談活動を行うことを目的として、「子ども支援教育相談」を実施いたします。経験豊富な相談員が、それぞれのお子さんに応じた適切にアドバイスを行います。

お子さんのことで何か気になることがありますたら、お気軽に相談してみてはいかがでしょうか。

なお、相談にはあらかじめ申込みが必要【大切日等は各保育所・各小中学校からの配布文書を参照してください】となりますので、詳しいことは教育委員会までお問い合わせください。

■日 時…7月2日(水) 9:30~16:30

■場 所…今治市総合福祉センター

今治市中央公民館

■主催者…愛媛県教育委員会

■申し込み・お問い合わせ先

上島町教育委員会学校教育係

☎ 0897-77-2207



# 「いじめ撲滅ポスター」入賞作品が決定しました 最優秀賞に岩城中・藤田さん

平成25年12月26日に開催されました第2回児童・生徒会議において、「いじめ撲滅に向けて」という協議題のもと、地域(町民)の方々への周知・啓発のためポスターを作成することになりました。

平成26年1月14日～2月27日までの期間、町内の全小中学校児童・生徒に募集を行い、応募頂いた作品を役員会において審査を行った結果、最優秀賞1点、優秀賞3点、努力賞8点をそれぞれ決定しましたので発表します。

なお、最優秀賞の作品についてポスターとして町内の各公共施設に掲示させて頂きますので、地域の方々につきましても、いじめ撲滅へ向けていっそうのご協力をお願い致します。

## 最優秀賞 テーマ「救える」 藤田 波輝さん（岩城中1年）

「勇気を出せば相手を救える」という思いをこめてこの絵をかきました。この絵は水をすくうと相手をすくうという「すくう」と一緒に表しましたが、この「水」は相手が悲しみ、苦しみなどで、どんどん沈んでいく心の海を表しました。そして、相手を救っている手は自分の勇気を表しました。勇気があれば私の手で相手を救える、という思いをこめてこの絵に仕上りました。



## 小学校低学年の部 優秀賞 「たのしいおひるね」 丸田 千晴さん（弓削小1年）

友達と遊ぶのは楽しいです。私は、友達と遊ぶのが好きです。私は友達と寝るところを描きました。楽しい気持ちが広がって、みんなが笑顔になったらいいなと思います。



(学年はいずれも平成26年3月時点)



## 小学校中学年の部 優秀賞「ことばをかけよう」 村上 芹梨奈さん（岩城小3年）

優しい言葉をたくさんかけ合い、みんなの心が温かくなつてほしいという気持ちで描きました。言葉にはいろいろあります。励ましの言葉、うれしい言葉をたくさん言ったほうが、みんなと楽しく過ごせ、たくさんの友達ができると思います。一人の一言が百倍勇気を与えます。みんなが優しい言葉をかけ合える上島町になってほしいです。



## 小学校高学年の部 優秀賞「笑顔の花を咲かせよう」 松下 みやびさん（弓削小6年）

私はいじめをなくして、みんなが笑顔になれるような上島町にしたいという思いで、このポスターを描きました。それに、もしいじめられている人がいても、どんなことがあっても、いつも太陽の方を向いているヒマワリのように、どんなことがあっても、いつも前を向いていたらきっといいことがあるという思いで、ヒマワリもたくさん描きました。このポスターのもともとの題は「いじめ撲滅ポスター」だけど、私はいじめられなくても、例えば休み時間にいつも一人でいる子やあまり喋らない子も、地域の人も、みんなが笑顔で過ごせるような、そんな上島町にしたいです。このポスターを見て、いじめをしている人も明るい気持ちで、いじめをやめようと思ってくれるうれしいです。



## 小学校低学年の部 努力賞 「ずっとずっとともだち」 岡本 千佳さん（生名小2年）

友達同士で、意地悪や悪口をやめてずっと友だちでいたいなと思って描きました。けんかはしても意地悪や仲間外しをしないようにしたいです。みんなもそんなふうになってほしいです。

## 小学校低学年の部 努力賞「えがおいっぱいのともだち」 竹林 真央さん（弓削小1年）

私には、いっぱい友達がいます。私の大好きな友達をいっぱい描きました。友達の笑顔を思い浮かべながら描きました。友達の笑顔を見るとうれしくなります。友達が悲しいときを見ると、私も悲しくなってしまいます。友達にいつも笑っていてほしいので、笑顔がいっぱいの友達を描きました。



(学年はいずれも平成26年3月時点)



小学校中学年の部 努力賞  
「いじめのないやさしい心」  
竹林 環さん（弓削小3年）

このポスターの中に、私はいじめをなくして優しい心が地球いっぱいに広がることと、握手をしたらすぐ仲直りをするような心をもってほしいという思いを込めました。



小学校中学年の部 努力賞  
「笑顔にもう一つの笑顔を！」  
北舛 奏さん（弓削小4年）

一つの笑顔より二つの笑顔、それよりもっと多くの笑顔があったらいなと思うからです。誰かが笑っていたら、みんなが笑い、笑顔がみんなを笑顔にさせて、みんなをキラキラさせるからです。いじめがない上島町を作つて、笑顔いっぱいの上島町にしたいです。



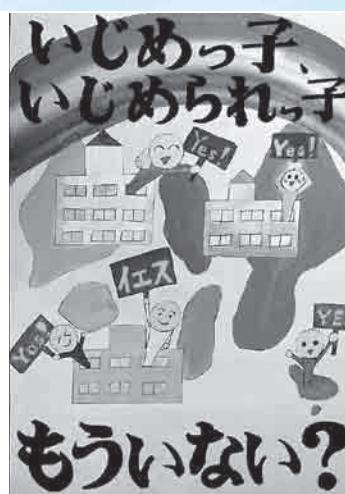
小学校高学年の部 努力賞  
「心につばさを！みんなが待ってるよ！」  
天野 寧々さん（弓削小6年）

いじめは人を傷つけるだけでなく、自分自身も傷つく悲しいものです。いじめをなくすためには、相手を責めるのではなく、自分自身が過ちを正す勇気が必要だと思います。そんな思いを込めて「心につばさを！」をテーマに明るい雰囲気で描きました。また、お互いに認め合いながら、みんなで笑顔のクラス、学校、地域を作ることが大切なので、みんなが笑顔で一人のために声をかける場面を作りました。このポスターを見て、いじめをしている人もいじめられている人も穏やかな心になってくれるとうれしいです。



中学校の部 努力賞  
「確認しよう！いじめていない？  
いじめられていない？」  
山口 笑佳さん（岩城中2年）

自分はいじめていない、いじめられていないと思っていても、実際やってしまっているのかもしれない人がいたら、絶対いじめはなくならないと思ったからです。そして、そのことについて再確認、自覚してほしいという願いを込めて描きました。素直に「はい！」と言う人が上島町中にあふれて、今よりも明るい町づくりの一つとなっていけるよう皆さんに気をつけてもらいたいです。



小学校高学年の部 努力賞  
「話しかけよう自分から」  
八原 穏さん（岩城小5年）

一人が悩んでいる子がいたら、自分から声をかける。他の人がいるからといって他人任せですませるのは良くない。自分が悩んでいたら、自分から声をかける。誰かが助けてくれるからと言って待つのは良くない。自分から声をかけることはとても大切である。声をかけることによって悩んでいる人が減っていくと思う。

(学年はいずれも平成26年3月時点)

(学年はいずれも平成26年3月時点)



**中学校の部 努力賞**  
**「作らせないで 悲しみの鏡を」**  
**藤田 海さん (岩城中3年)**

いじめによってできた悲しいという感情で、たくさん涙を流してほしくないと思って、このデザインにしました。小さな一粒の涙でも、たまると大きな鏡みたいになるので、うつむいた時に反射して映る悲しい表情を描いて、こんな事にはならないようすべきだと皆に伝わったらしいなと思います。

# 身元調査お断り運動

「身元調査お断り運動」とは、差別につながる身元調査をなくし、みんなが住みよい社会を作ろうという運動で、全国的に広まっています。上島町でも、全町を挙げて当運動を推進し、人権・同和問題の解消への一歩としたいと考えています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

●一昨年度上島町で実施しました社会意識調査の中で、身元調査については右図のとおりとなっております。

「どちらかと言えば」を含めると約7割の方が、身元調査は必要ないと回答しています。これは、今までの啓発活動などの成果であると考えられますが、「どちらかと言えば」を含めて3割程度の方は、身元調査を当然だと捉えています。このような実態から今後も上島町では身元調査お断り運動を粘り強く推進していきたいと思います。

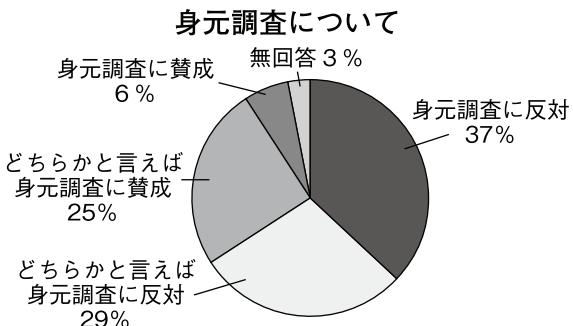


## 「身元調査」とは

個人の「素性」や「身上」について調べることです。つまり、調査会社、個人、企業等が、出身地（本籍地）、家系、家族構成、居住環境、素行等を、戸籍謄本等の証書や聞き込み調査等の方法で調べることです。

## どうして身元調査をしてはいけないの？

身元調査という行為は、本人の知らないところで「素性」や「身上」を調べるため、重大な人権侵害にあたります。結果的には、そこで得た情報が結婚や就職等に悪影響を与え、差別につながっていきます。どんな内容にせよ、直接聞けないから周りに聞く。結婚あれ、就職あれ、知りたいことがあれ



ば本人に堂々と聞けばいいことであり、聞いて相手が困ること、苦しませることは聞くべきではありません。

## 身元調査を「しない」「させない」「許さない」

お互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指すためには、結婚差別や就職差別等あらゆる差別に深く関わりのある身元調査を「しない」「させない」「許さない」ことが重要です。

## もしも、身元調査がきたらどうするの？

- 以下のように、毅然とした態度で対応しましょう。
- ①それを聞いて、どのようになさるんですか。
  - ②そういうご用件でしたら、直接本人に聞かれたらどうですか。何なら近くですのでご案内しますか。
  - ③私たちの町では、差別を許さない条例があるので、どこへ行っても身元調査には答えてくれませんよ。
  - ④あなたがしていることは、差別につながる恐れがあることです。あなたを差別者にしたくないので、どうぞお帰りください。

参考資料：『同和問題学習資料集』平成24年3月  
愛媛県教育委員会人権教育課